

現行	改正案
<p>第1節 計画の趣旨</p> <p>第1項 計画の目的 市は、洪水、津波又は高潮に際し水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため防府市水防計画（以下「本計画」という。）を定め、災害時における水防機能の円滑化を図る。</p> <p>第2節 水防組織</p> <p>主な関係法令 : 防府市水防条例第4条</p> <p>主な担当関係部署 : 河川港湾課、消防本部</p> <p>第1項 組織及び事務分担</p> <p>1 組織 <u>市防災計画共通編第3編第1章「応急活動体制の確立」に定める組織を準用する。</u></p> <p>2 事務分担 <u>市防災計画共通編第3編第1章「応急活動体制の確立」に定める事務分担を準用する。</u></p>	<p>第1節 計画の趣旨</p> <p>第1項 計画の目的 市は、洪水、津波又は高潮に際し水災を警戒し、<u>防御</u>し、及びこれによる被害を軽減するため防府市水防計画（以下「本計画」という。）を定め、災害時における水防機能の円滑化を図る。</p> <p>第2節 水防組織</p> <p>主な関係法令 : 防府市水防条例第3条、第4条 <u>防府市水防本部設置規則第3条</u></p> <p>主な担当関係部署 : 河川港湾課、<u>防災危機管理課</u>、消防本部</p> <p>第1項 組織及び事務分担</p> <p><u>水防本部の、組織体制及び事務分担を防府市水防条例第3条、第4条及び防府市水防本部設置規則第3条に基づき、下記の体制に定める。</u> <u>水防本部設置時には、この体制のもと速やかに活動する。</u></p> <p>1 水防本部体制及び事務分担</p> <p>○水防本部体制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">水防長：副市長（水防管理者が委嘱）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">水防本部員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務部長 ・総合政策部長 ・生活環境部長 ・健康福祉部長 ・産業振興部長 ・土木都市建設部長 ・消防長 ・教育部長 ・上下水道局長 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> </div> <p>水防法の使用字句に修正</p> <p>水防本部体制の見直し</p> <p>水防本部体制の見直し</p>

防府市水防計画

	<p>第2項 配備体制 水防に関する職員の配備体制は、第1警戒体制（情報班体制及び警戒配備体制）、第2警戒体制及び水防非常体制とする。<u>各体制は、災対法に基づく市防災計画による各体制と同列のものであり、具体的な配備基準は、市防災計画共通編第3編第1章第1節第1項「配備体制の決定」を準用する。</u> なお、市防災計画により災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部長の統轄のもとにその組織に従って水防活動を行い、水防本部の組織は、災害対策本部の組織に代わるものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">水防本部の組織</th> </tr> <tr> <th>部</th> <th>部長</th> <th>構成</th> <th>関係課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務部</td> <td>総務部長</td> <td>総合政策部長 生活環境部長 教育部長</td> <td>防災危機管理課、総務課 情報統計課（広報班長） 市民活動推進課（出張所班長）</td> </tr> <tr> <td>事業部</td> <td>健康福祉部長</td> <td>総務部次長</td> <td>高齢福祉課（要配慮支援班） 障害福祉課（要配慮支援班） 学校教育課、教育総務課</td> </tr> <tr> <td>技術部</td> <td>土木都市建設部長</td> <td>産業振興部長 上下水道局長</td> <td>河川港湾課、道路課、 農林漁港整備課、都市計画課 建築課、水道整備課</td> </tr> <tr> <td>作業部</td> <td>消防長</td> <td></td> <td>消防総務課（水防団） 消防署、通信指令課</td> </tr> </tbody> </table> <p>※水防本部体制は、関係する課等の限られた部署での対応とし、災害対策本部のような大規模な体制にしないことで、迅速で柔軟な対応を図るものとする。</p> <p>○本部員会議 必要に応じ1号館2階会議室で開催</p> <p>○水防本部の事務局 防災危機管理課</p> <p>2 事務分担 ○各部の事務分掌 ・防府市水防本部設置規則第3条定める事務分掌とする。</p> <p>第2項 配備体制 水防に関する職員の配備体制は、第1警戒体制（情報班体制及び警戒配備体制）、第2警戒体制及び水防非常体制とする。<u>第1警戒体制、第2警戒体制については、市防災計画共通編第3編第1章第1節第1項「配備体制の決定」を準用する。</u> なお、市防災計画により災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部長の統轄のもとにその組織に従って水防活動を行い、水防本部の組織は、災害対策本部の組織に代わるものとする。</p>	水防本部の組織				部	部長	構成	関係課	事務部	総務部長	総合政策部長 生活環境部長 教育部長	防災危機管理課、総務課 情報統計課（広報班長） 市民活動推進課（出張所班長）	事業部	健康福祉部長	総務部次長	高齢福祉課（要配慮支援班） 障害福祉課（要配慮支援班） 学校教育課、教育総務課	技術部	土木都市建設部長	産業振興部長 上下水道局長	河川港湾課、道路課、 農林漁港整備課、都市計画課 建築課、水道整備課	作業部	消防長		消防総務課（水防団） 消防署、通信指令課	<p>水防本部体制の見直し</p> <p>水防本部体制の見直し</p> <p>水防本部体制の見直し</p>
水防本部の組織																											
部	部長	構成	関係課																								
事務部	総務部長	総合政策部長 生活環境部長 教育部長	防災危機管理課、総務課 情報統計課（広報班長） 市民活動推進課（出張所班長）																								
事業部	健康福祉部長	総務部次長	高齢福祉課（要配慮支援班） 障害福祉課（要配慮支援班） 学校教育課、教育総務課																								
技術部	土木都市建設部長	産業振興部長 上下水道局長	河川港湾課、道路課、 農林漁港整備課、都市計画課 建築課、水道整備課																								
作業部	消防長		消防総務課（水防団） 消防署、通信指令課																								

防府市水防計画

【応急活動体制における配備体制と水防計画における配備体制との比較表】	【応急活動体制における配備体制と水防計画における配備体制との比較表】																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 248 714 323">市防災計画共通編第3編 第1章「応急活動体制の確立」</th> <th data-bbox="714 248 1016 323">水防計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 323 714 392">第1警戒体制（情報班体制）</td> <td data-bbox="714 323 1016 392">第1警戒体制（情報班体制）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 392 714 461">第1警戒体制（警戒配備体制）</td> <td data-bbox="714 392 1016 461">第1警戒体制（警戒配備体制）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 461 714 529">第2警戒体制</td> <td data-bbox="714 461 1016 529">第2警戒体制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 529 714 598">災害対策本部体制（第1非常体制）</td> <td data-bbox="714 529 1016 598">水防非常体制 [水防本部設置時]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 598 714 667">災害対策本部体制（第2非常体制）</td> <td data-bbox="714 598 1016 746" rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 667 714 746">災害対策本部体制（緊急非常体制）</td> </tr> </tbody> </table>	市防災計画共通編第3編 第1章「応急活動体制の確立」	水防計画	第1警戒体制（情報班体制）	第1警戒体制（情報班体制）	第1警戒体制（警戒配備体制）	第1警戒体制（警戒配備体制）	第2警戒体制	第2警戒体制	災害対策本部体制（第1非常体制）	水防非常体制 [水防本部設置時]	災害対策本部体制（第2非常体制）	/	災害対策本部体制（緊急非常体制）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 248 1543 323">市防災計画共通編第3編 第1章「応急活動体制の確立」</th> <th data-bbox="1543 248 1845 323">水防計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 323 1543 392">第1警戒体制（情報班体制）</td> <td data-bbox="1543 323 1845 392">第1警戒体制（情報班体制）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 392 1543 461">第1警戒体制（警戒配備体制）</td> <td data-bbox="1543 392 1845 461">第1警戒体制（警戒配備体制）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 461 1543 529">第2警戒体制</td> <td data-bbox="1543 461 1845 529">第2警戒体制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 529 1543 598" style="text-align: center;">二</td> <td data-bbox="1543 529 1845 598">水防非常体制 [水防本部設置時]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 598 1543 667">災害対策本部体制（第1非常体制）</td> <td data-bbox="1543 598 1845 815" rowspan="3" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 667 1543 735">災害対策本部体制（第2非常体制）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 735 1543 815">災害対策本部体制（緊急非常体制）</td> </tr> </tbody> </table>	市防災計画共通編第3編 第1章「応急活動体制の確立」	水防計画	第1警戒体制（情報班体制）	第1警戒体制（情報班体制）	第1警戒体制（警戒配備体制）	第1警戒体制（警戒配備体制）	第2警戒体制	第2警戒体制	二	水防非常体制 [水防本部設置時]	災害対策本部体制（第1非常体制）	/	災害対策本部体制（第2非常体制）	災害対策本部体制（緊急非常体制）	<p>水防本部体制の見直し</p> <p>水防本部体制の見直し</p> <p>水防法の使用字句に修正</p>
市防災計画共通編第3編 第1章「応急活動体制の確立」	水防計画																												
第1警戒体制（情報班体制）	第1警戒体制（情報班体制）																												
第1警戒体制（警戒配備体制）	第1警戒体制（警戒配備体制）																												
第2警戒体制	第2警戒体制																												
災害対策本部体制（第1非常体制）	水防非常体制 [水防本部設置時]																												
災害対策本部体制（第2非常体制）	/																												
災害対策本部体制（緊急非常体制）																													
市防災計画共通編第3編 第1章「応急活動体制の確立」	水防計画																												
第1警戒体制（情報班体制）	第1警戒体制（情報班体制）																												
第1警戒体制（警戒配備体制）	第1警戒体制（警戒配備体制）																												
第2警戒体制	第2警戒体制																												
二	水防非常体制 [水防本部設置時]																												
災害対策本部体制（第1非常体制）	/																												
災害対策本部体制（第2非常体制）																													
災害対策本部体制（緊急非常体制）																													
<p>第3項 水防本部の設置</p> <p>前項の配備基準に達したとき、県水防本部から洪水、津波又は高潮のおそれがあるとの気象情報の通知を受けたとき、又は水防管理者が必要と認めたときから危険が解消するまで市役所1号館3階南北会議室に水防本部を設置する。</p> <p>第3節 重要水防箇所</p> <p>水防上特に警戒、防ぎよを要する箇所（以下「重要水防箇所」という。）は、市防災計画資料編のとおりとする。</p>	<p>第3項 水防本部の設置</p> <p>前項の配備基準に達したとき、県水防本部から洪水、津波又は高潮のおそれがあるとの気象情報の通知を受けたとき、又は水防管理者が必要と認めたときから危険が解消するまで市役所1号館2階会議室に水防本部を設置する。</p> <p>第3節 重要水防箇所</p> <p>水防上特に警戒、防御を要する箇所（以下「重要水防箇所」という。）は、市防災計画資料編のとおりとする。</p>																												

防府市水防計画

<p>第6節 避難判断水位・氾濫危険水位（特別警戒水位）の通知</p> <p>第1項 水位情報の内容</p> <p>国土交通大臣又は県知事は、<u>それぞれ指定した河川（洪水予報河川又は水位周知河川）</u>について、避難判断水位又は氾濫危険水位（特別警戒水位）を定め、<u>河川の水位がこれに達したときは関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</u></p> <p>第2項 国が行う水位情報の通知</p> <p>国が指定した河川（佐波川）について<u>避難判断水位を定め、河川の水位がこれに達したときは、国土交通省山口河川国道事務所から県に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知される。</u></p> <p>なお、国の管理河川（佐波川）については、すでに洪水予報河川として指定されていることから、水位周知河川としての指定は行われない。</p> <p>第3項 県が行う水位情報の通知</p> <p>県が指定した河川（柳川・馬刀川）について、<u>氾濫危険水位（特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは、防府土木建築事務所長から水防管理者に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知される。</u></p>	<p>第6節 避難判断水位・氾濫危険水位（特別警戒水位）の通知</p> <p>第1項 水位情報の内容</p> <p>国土交通大臣は、指定した河川（洪水予報河川）について、避難判断水位又は氾濫危険水位（特別警戒水位）を定める。<u>また、県知事は、指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（特別警戒水位）を定める。</u></p> <p>河川の水位がこれに達したときは、<u>関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</u></p> <p>第2項 国が行う水位情報の通知</p> <p>国が指定した河川（佐波川）について、<u>避難判断水位に達したときは、国土交通省山口河川国道事務所から県に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知される。</u></p> <p>なお、国の管理河川（佐波川）については、すでに洪水予報河川として指定されていることから、水位周知河川としての指定は行われない。</p> <p>第3項 県が行う水位情報の通知</p> <p>県が指定した河川（柳川・馬刀川）について、<u>氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したときは、防府土木建築事務所長から水防管理者に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知される。</u></p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>
---	---	--

